

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	都市・まちづくり課	整理番号	1-123
許認可等の種類	開発誘導地区内の土地等に関する権利の処分の承認			
根拠法令条例等・条項	新都市基盤整備法第51条第1項			
許認可等の概要	開発誘導地区内の土地、建物等に関する所有権その他の権利の設定又は移転については当事者は知事の承認を受けなければならない。			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	(審査基準) 未設定(本県は新都市基盤整備法の適用対象外であるため)			
基準の制定根拠				
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	未設定(本県は新都市基盤整備法の適用対象外であるため)			
期間の制定根拠				